



事務連絡
平成28年1月22日

建設業労働災害防止協会
京都府支部長 殿

京都労働局労働基準部
健康安全課長

交通労働災害防止対策に向けた取組について

平素は、労働安全衛生行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、交通労働災害は全産業に占める死亡災害のうち 2 割以上を占め、運輸交通業以外にも多く発生しており、労働災害を減少させる上で重要な課題となっております。

このため、交通労働災害の防止対策につきましては、平成 27 年 3 月 23 日付け京労発基 0323 第 7 号「交通労働災害防止対策の推進について」をもって、取組の強化をお願いしているところです。

京都府下における交通労働災害は、死亡災害、休業 4 日以上の死傷災害ともに前年に比べ減少（平成 27 年 12 月末速報値）しておりますが、今後の大雪による影響等を踏まえ、さらなる取組が求められます。

つきましては、別添リーフレットを貴会員事業場へ周知する等により、引き続き交通労働災害防止対策の推進を図っていただきますよう、お願いいたします。

(参考)

リーフレット「交通労働災害を防止するために」リンク

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664.html>

自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者の皆さんへ

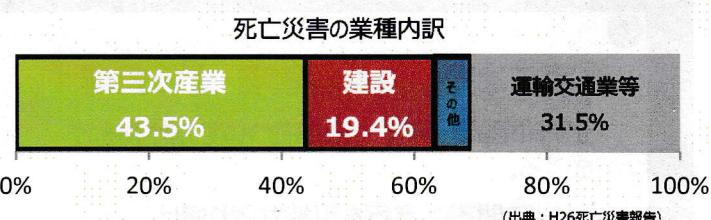
交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取組を行う必要があります。交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対策を進めるほか、視認性の向上や季節・天候などへの配慮も必要です。

交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

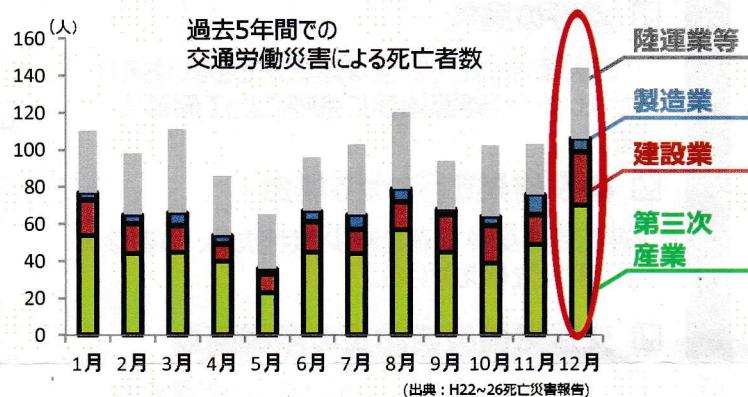
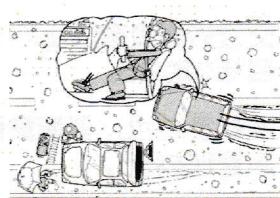
交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さんにも、交通労働災害防止対策が必要です。



交通労働災害は12月に多く発生！

交通労働災害による死亡事例は、12月に多く発生しています。

積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



＜災害事例＞

原付で訪問途中 (1名死亡)	現場へ向かう途中 (7名負傷)	施設利用者送迎中 (1名死亡6名負傷)	新聞配達の自転車 (1名死亡)
訪問介護のため利用者宅から事務所へ原付で移動する途中、右側方を走るトラックと接触。その後トラックの後輪にひかれ、30分後に死亡。	早朝、労働者8名を乗せ建設現場に自動車2台で向かう途中、1台がゆるいカーブの凍結した路面でスリップしガードレールに激突。避けようとした後続車も対向車線に飛び出し路肩から転落。	事務所から介護サービス利用者宅に利用者を送迎中、信号がなく見通しの悪い交差点に一時停止せずに進入し、左側から来たトラックと衝突。利用者1名が死亡、労働者2名を含む6名が重軽傷。	夜明け前に新聞配達のため自転車で国道を斜めに横断中、交差点を青信号で進入してきた大型トラックと衝突し死亡。なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H27.11)

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

□ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬期に必要な配慮

□ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

□ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

□ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

□ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

□ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

□ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

□ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

□ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

■ 職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutsaisaku1505.html>

交通労働災害の現状と防止対策

検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。